

令和 7 年度 坂井市立鳴鹿小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 策定
令和 7 年 4 月 1 日 一部改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校の教育目標「心もからだも健康で、すすんで学ぶ、心豊かな児童を育てる」の実現に向け、学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題に取り組み、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年）および福井県いじめ防止基本方針（平成 31 年 1 月改定）に基づき、鳴鹿小学校の全ての児童が、充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶し、いじめ防止対策を推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では、全ての職員が、いじめは「どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであること」「だれもが被害者にも加害者にもなり得ること」「早期発見・早期対応の姿勢や加害者・被害者の特定や予見のための取り組みには限界があること」という基本認識に立ち、次の理念のもと教育に努める。

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、児童が自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「心の教育」を旨とし、そうした心に従い勇気を持って行動できる人として育てることを重視する。
- すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等を児童に理解できるよう努める。
- 児童が安心して学校生活を送り、心豊かに活動に取り組むことができるよう、県・市町・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義と判断

- いじめとは、児童に対して当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

（1）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○自己肯定感を高める教育

児童の多面的な能力を引き出し、個々を認め、ほめて伸ばす教育を進める学級経営を推進し、自分を大切にし、互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して、同世代だけでなく大人などとの心のふれあいを通じて児童が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進める。

○考え議論する道徳授業の推進

議論しながら互いの考えを深めていく道徳授業を推進し、人との関わり、人間としてのあり方や生き方に関する認識を深めさせ、自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てる。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取り組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信・ホームページなどで、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・少しでもいじめの行為が疑われる場合速やかに「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る事案が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を伝えるように心がけている。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりな事を相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を学級通信やホームページなどで児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施するなど、子どもの不安等を把握する取組を行っている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め複数の相談機関と連携しながらいじめ防止対策に取り組んでいる。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策について指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

○授業のユニバーサル化をすすめるなど、全ての児童にとってわかりやすい授業のあり方について公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することに着目しすべての児童が安心でき、自己肯定感を高められるよう、縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進め、いじめの起きない学校・学級づくりに努める。

○学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

- 「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。
- 児童自身がインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者がインターネットの危険性や注意点等について、ともに考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努める。
- 発達障害を含む障害のある児童、外国人児童・保護者等や性同一障害等、震災による被災児童など、学校として特に配慮が必要な児童について、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 危機的状況に対応するため、SOSの出し方に関する教育を行う。

(4) いじめの早期発見

- 児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、早期にいじめを発見するよう努める。
- 児童が日々の生活を振り返るための自己チェック（「鳴鹿っ子生活の約束5C」）をしたり、学級担任が定期的に個別面談（ハート&ハートタイム）をしたりして学習や人間関係の悩み等を確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- いじめに係る情報を適切に記録する。（5年間保存する。）
- 家庭訪問や電話連絡、保護者アンケートなどを通して、日頃から保護者との情報交換を密にする。また、地域の住民や児童クラブなどとの連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。
- いじめを発見した場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。

(5) いじめの事案対処

- いじめの事実を確認した場合、校長により「いじめ対応サポート班」を組織して対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割を決めてチームで対応し、被害児童を守る。
- いじめを受けたあるいは知らせてきた児童には、心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。家庭や教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携をする。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。
- いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものや、生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取る。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、次の2つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安として継続していること。
 - ②被害児童本人及びその保護者に対し面談等で確認したうえで、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

(7) いじめによる重大事態への対処（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企図した場合等）」や、「相当の期間（年間30日または一定期間連続して）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・ 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・ 市教育委員会が調査主体になる場合は、事実関係について関係者の個人情報に十分配慮しながら情報を適切に提供する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

（構成員）校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・ 教職員、生徒、保護者等に対し、基本方針の周知
- ・ 具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・ 「心の居場所づくり」についての協議
- ・ 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・ いじめ重大事態に対する平時からの備えをチェックリストで確認
- ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・ 記録の保存（保存期間：5年）←年度末に生徒指導に提出（3学期分）
- ・ いじめの認知
- ・ 「いじめ対応サポート班」の設置
- ・ 教育委員会や関係機関等との連携
- ・ 学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

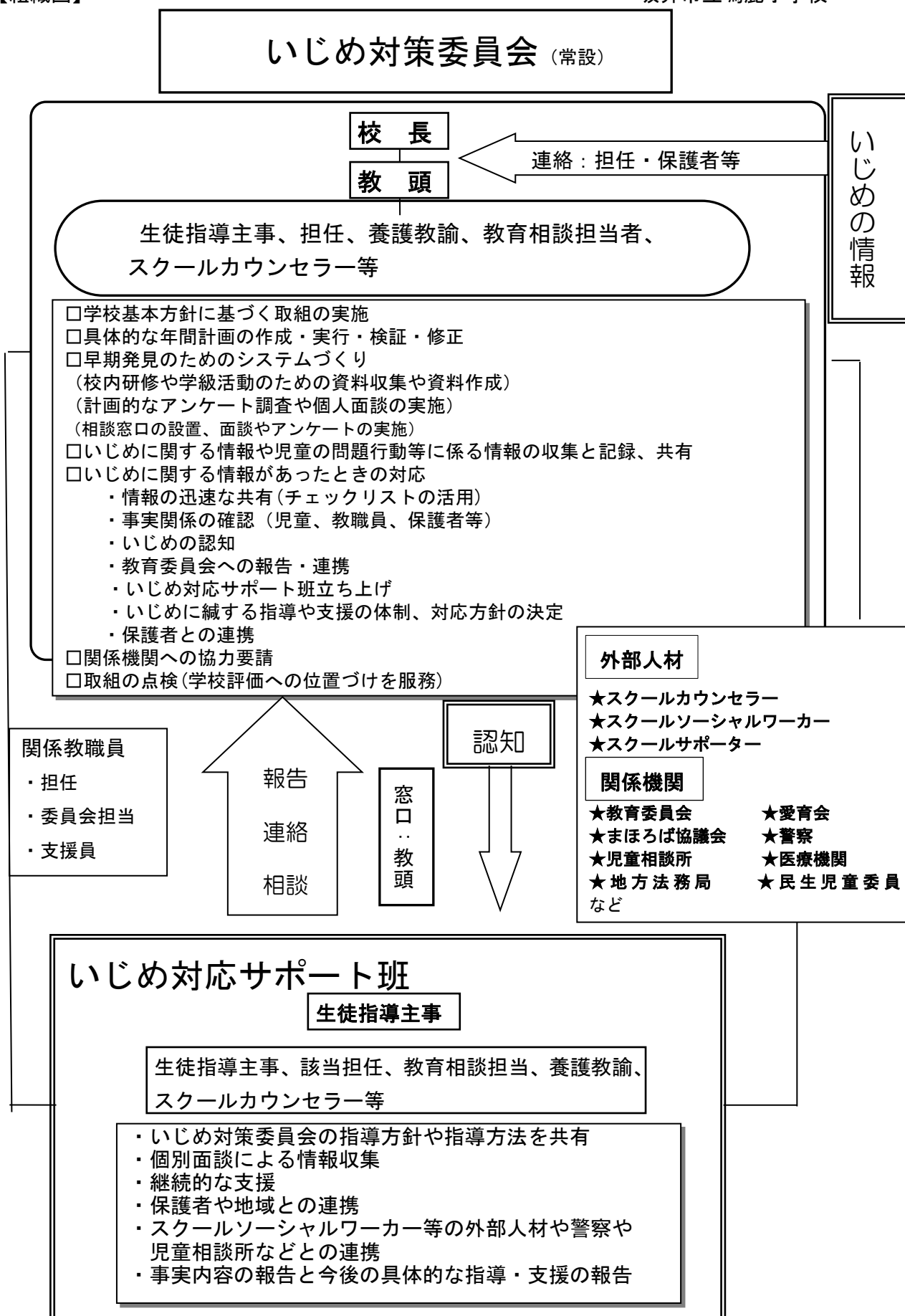
（構成員）生徒指導主事、該当担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・ 関係者からの聴取等による情報収集
- ・ いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・ 被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・ 加害児童への指導やその保護者への説明
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携

【組織図】

坂井市立鳴鹿小学校



【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

坂井市立鳴鹿小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	・愛育会総会・学級懇談会にて学校の指導方針を保護者に周知	学級づくり・人間関係づくり、学級のルールづくり ・SSTやゲームなどで自己理解・他者理解を促し、人間関係づくりを計画的に進める ・規律正しい態度で授業や行事に参加活躍できる学級づくり					
	＜いじめ対策委員会＞ (職員会議後開催) ・基本方針の確認 ・年間計画策定 ・いじめ対策に関わる共通理解 ・児童の情報交換 ・チェックリスト確認	縦割り活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり					
	・学級懇談会 児童の情報交換	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） * 定期的に月1実施					
		道徳・特別活動計画へ反映					
5月	＜いじめ対策委員会＞ ・道徳・人権教育・読書指導等年間計画作成確認 ・児童の情報交換	ハート&ハートタイム（教育相談週間）					
	・集会でスクールカウンセラーの紹介	縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
	いじめ対応サポート班 事案発生時、緊急対応	地区体育祭					
6月		いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） * 定期的に月1実施					
	＜いじめ対策委員会＞ ・児童の情報交換	授業研究（年間を通して） ・授業改善 ・道徳教育の推進 ・子どもの居場所・絆づくりを意識した授業の公開（全員が公開授業実施）					
		親子のつどい（5～9月）・親子の絆づくり					
		いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） * 定期的に月1実施					
		いじめ実態把握調査（保護者アンケート）					

〔7～9月〕

坂井市立鳴鹿小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<いじめ対策委員会> ・1学期の振り返り ・授業アンケートの分析 ・2・3学期に向けての計画 ・児童の情報交換	縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
	・個別懇談会 保護者との情報交換	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					
8月	<いじめ対策委員会> ・いじめに関する校内研修 ・発達障害のある児童への理解 ・教員の意識点検	パワーアップデー計画 ・リーダーの育成 ・コミュニケーション力育成 ・自主的な計画					
		奉仕活動 ・地域・親子の絆を強める					
9月	評価アンケート結果の保護者への発信	学級づくり・人間関係づくり					
	<いじめ対策委員会> ・児童の実態把握	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					
	いじめ対応サポート班 事案発生時、緊急対応						

〔10～12月〕

坂井市立鳴鹿小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月		ハート&ハートタイム（教育相談週間）					
	＜いじめ対策委員会＞ ・児童の実態把握	パワーアップデー ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーシップの発揮、存在感					
		いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					
		いじめ実態把握調査（保護者アンケート）					
11月		異年齢交流遠足					
	＜いじめ対策委員会＞ ・児童の実態把握	まほろばフェスティバル ・開かれた学校 ・保護者や地域住民との交流					
		読書週間 ・読書で心を育む					
	いじめ対応サポート班 事案発生時、緊急対応	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					
12月	・個別懇談会 保護者との情報交換	縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
	＜いじめ対策委員会＞ ・2学期の振り返り ・評価アンケートの分析 ・3学期に向けて ・児童の情報交換	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					

〔1～3月〕

坂井市立鳴鹿小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	評価アンケート結果の保護者への発信	ハート&ハートタイム（教育相談週間） スキー教室 ・ 絆づくり いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					
	<いじめ対策委員会> ・児童の実態把握						
	いじめ対応サポート班 事案発生時、緊急対応						
2月	・学校評価の発信	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施 6年生を送る会 ・感謝の心 ・次学年への自覚					
	<いじめ対策委員会> ・児童の実態把握						
3月	<いじめ対策委員会> ・年度の振り返り ・評価アンケートの分析 ・新年度に向けて課題 ・計画の確認 ・児童の情報交換	いじめ実態把握調査（鳴鹿っ子生活のやくそく5C） ＊定期的に月1実施					